

証券コード 7075  
2025年6月12日

## 株主各位

大阪市浪速区難波中一丁目12番5号  
株式会社QLSホールディングス  
代表取締役社長 雨田武史

### 第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://qlshd.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

#### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「QLSホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7075」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場四丁目3番2号  
ヒューリック心斎橋ビル4階  
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋 カンファレンスルーム4B  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第7期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第7期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面を株主の皆様へお送りいたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「新株予約権の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事 業 報 告

(2024年4月1日から)  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調が続いているものの、資源価格や原材料価格の高騰や円安による物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、保育事業においては長野県、兵庫県、沖縄県において学童保育の運営が始まったこと等により、売上高は5,934,396千円（前年同期比14.2%増）となり、セグメント利益は1,164,325千円（前年同期比20.8%増）となりました。

介護福祉事業においては、訪問介護を行なうあるふあ昭和（大阪府）、就労支援を行なうエルファーム（沖縄県）、共同生活援助を行なういーまーる北谷（沖縄県）の運営が始まり、また、2023年8月に株式会社ふれあいタウン、株式会社和みの2社を取得し、同年11月に障がい者グループホーム事業（g-port）を譲り受け、2024年5月に株式会社和みライフケアを取得したことにより、売上高は2,603,656千円（前年同期比77.4%増）となり、セグメント利益は101,122千円（前年同期比781.2%増）となりました。

人材派遣事業においては、主力である自動車ディーラーへの派遣業務が新型コロナウイルスの影響による低迷から抜け出し、売上高は1,636,678千円（前年同期比23.3%増）となり、セグメント利益は166,095千円（前年同期比37.0%増）となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は10,548,294千円（前年同期比26.2%増）、営業利益は610,645千円（前年同期比49.0%増）、経常利益は594,573千円（前年同期比47.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は372,226千円（前年同期比62.7%増）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分   | 第6期<br>(2024年3月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第7期<br>(2025年3月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比  |       |
|--------|--------------------------------|-------|--------------------------------|-------|-----------|-------|
|        | 金額                             | 構成比   | 金額                             | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| 保育事業   | 5,194,544千円                    | 62.1% | 5,934,396千円                    | 56.3% | 739,852千円 | 14.2% |
| 介護福祉事業 | 1,467,683                      | 17.6  | 2,603,656                      | 24.7  | 1,135,973 | 77.4  |
| 人材派遣事業 | 1,326,865                      | 15.9  | 1,636,678                      | 15.5  | 309,813   | 23.3  |
| その他の事業 | 371,253                        | 4.4   | 374,459                        | 3.5   | 3,206     | 0.9   |
| 調整額    | —                              | —     | △895                           | △0.0  | △895      | —     |
| 合計     | 8,360,345                      | 100.0 | 10,548,294                     | 100   | 2,187,949 | 26.2  |

(注) 調整額は、セグメント間の内部売上高であります。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資総額は92,075千円であります。

その主なものは、当社グループの建物附属設備及び構築物並びに工具、器具及び備品、車両運搬具の購入であります。

### ③ 資金調達の状況

当社は、2024年12月11日に公募増資により100,000株の新株式を発行しました。その他、新株予約権の行使もあり、新株式の発行により計176,813千円の資金調達を行いました。また、当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として300,000千円、長期借入金として271,045千円の調達を行いました。

### ④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2024年4月1日付で、株式会社ワオリスと株式会社ふれあいタウンが合併しております。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社子会社の株式会社ワオリスは、2024年9月1日を効力発生日として、株式会社VISIONARYより、千葉県市川市の保育所3施設を譲り受けました。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年5月31日を効力発生日として、AIAI Life Care株式会社（現：株式会社和みライフケア）の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

当社子会社の株式会社和みは、2025年1月27日を効力発生日として、

COMMUNITY.JAPAN ASIAN NETWORK CO., LTD（現：QLS (THAILAND) CO., LTD.）の株式49%を取得し、子会社（当社の孫会社）といたしました。

**(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況**

| 区分                  | 第4期<br>(2022年3月期) | 第5期<br>(2023年3月期) | 第6期<br>(2024年3月期) | 第7期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高(千円)             | 5,638,130         | 6,923,241         | 8,360,345         | 10,548,294                     |
| 経常利益(千円)            | 139,829           | 340,705           | 404,240           | 594,573                        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 13,445            | 229,353           | 228,796           | 372,226                        |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 2.22              | 37.95             | 35.17             | 53.59                          |
| 総資産(千円)             | 4,718,052         | 3,768,706         | 4,288,195         | 5,056,808                      |
| 純資産(千円)             | 539,297           | 768,786           | 1,117,182         | 1,623,408                      |
| 1株当たり純資産(円)         | 89.23             | 127.20            | 168.14            | 217.08                         |

(注) 当社は、2024年8月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行なっておりまます。第4期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金   | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|---------|----------|---------------|
| 株 式 会 社 ク オ リ ス   | 1,000千円 | 100.0%   | 保育事業、介護福祉事業   |
| 株 式 会 社 ダ ウ イ ン   | 99,000  | 100.0    | 人材派遣事業、その他事業  |
| 株 式 会 社 エ ル サ ー ブ | 1,000   | 100.0    | 保育事業、介護福祉事業   |
| 株 式 会 社 和 み       | 1,000   | 100.0    | 介護サービス事業      |
| 株式会社和みライフケア       | 1,000   | 100.0    | 介護サービス事業      |

(注) 2024年5月31日付で株式取得を行なったため、当連結会計年度において、株式会社和みライフケアを連結の範囲に含めております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は急速に変化し、益々競争が激化しております。そのような市場環境で継続的な成長を図るために、既存事業である保育事業の安定した収益拡大を図るとともに、介護福祉事業、人材派遣事業におきましてもさらなる収益の拡大を目指すため、以下のよきうな課題に取り組んでまいります。

### ① 提供するサービスの品質向上

当社グループは、保育事業及び介護福祉事業におきまして、保育施設及び介護事業所の運営を行なっており、安全かつ高品質なサービスを提供し、また、利用者に安心して利用していただけるよう日々努めています。今後、当社グループの成長に伴い、事業所数が増えていくことになりますが、すべての事業所において提供するサービスの品質を落とすことなく、維持向上させて利用者のニーズに応えていくことが重要と考えております。そのため、施設の改善、スタッフに対する教育研修等を通じてより一層、提供するサービスの品質向上を図ります。

### ② 人材の確保とスタッフ育成

当社グループがサービスの品質向上を図り、安定的な成長を達成するためには、優秀な人材の育成及び確保が必要不可欠と考えております。このため、魅力ある職場環境を整備するとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置、研修の充実等により、優秀な人材を育成できるよう努めています。また、働き方改革の一環として、長時間労働の削減を図るため、超過勤務時間管理を徹底するなどし、従業員の健康維持、増進を図ります。

### ③ ニーズに対応できるサービスの拡大

今後も保育事業及び介護福祉事業におきましては、利用者の増加が見込まれ、それに伴い利用者のニーズも多様化することが想定されます。そのため、企業主導型保育所や民間委託による保育所の開設、障がい者グループホームや訪問看護事業所を増加させ、多様なニーズに対応できるサービスを拡大してまいります。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                |
|----------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 雨田 武史 | 株式会社ワオリス代表取締役                                                                          |
| 専務取締役    | 光田 佳生 | 経営企画室長<br>株式会社ダウイン取締役                                                                  |
| 取締役      | 大畠 清香 | 事業本部長<br>株式会社ワオリス取締役                                                                   |
| 取締役      | 豊田 尚孝 | CFO管理本部長                                                                               |
| 取締役      | 川畠 大輔 | 株式会社 Lily Holdings 監査役<br>株式会社デジタルアスリート監査役<br>株式会社ストエネ取締役<br>株式会社H-Powerホールディングス取締役副社長 |
| 常勤監査役    | 伊藤 栄治 | 株式会社ワオリス監査役                                                                            |
| 監査役      | 伊藤 玲男 | 伊藤玲男公認会計士事務所代表<br>Reito コンサルティング合同会社代表社員<br>監査法人奏令代表社員<br>社会医療法人寿栄会監事                  |
| 監査役      | 前田 英倫 | 弁護士法人前田総合法律事務所代表社員弁護士                                                                  |

- (注) 1. 取締役川畠大輔は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役伊藤玲男及び前田英倫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役伊藤玲男は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。  
4. 当社は、川畠大輔氏、伊藤玲男氏及び前田英倫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により墳補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社グループの取締役、監査役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額会社が負担しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行なっているため、基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a.取締役の個人別の報酬等(業績運動報酬等又は非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。)の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績運動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績運動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績運動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績運動報酬等を設ける場合には、当該業績運動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績運動報酬等の額又

は数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

- c. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

- d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等が存在しないため、報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとする。

- e. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記a～cに記載のとおり。なお、業績連動報酬等又は非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等又は非金銭報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分<br>分          | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |            |            | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|------------|------------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等     |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 80,040千円<br>(1,740) | 80,040千円<br>(1,740) | -千円<br>(-) | -千円<br>(-) | 5名<br>(1)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,300<br>(6,000)   | 12,300<br>(6,000)   | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 3<br>(2)       |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 92,340<br>(7,740)   | 92,340<br>(7,740)   | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 8<br>(3)       |

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第3期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいているおります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役1名）であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第3期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいているおります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役1名）であります。

## ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

役員退職慰労金制度がなく、該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役川畠大輔は株式会社 Lily Holdings の監査役、株式会社デジタルアスリートの監査役、株式会社ストエネの取締役、株式会社H-Powerホールディングスの取締役副社長であります。  
なお、当社と株式会社Lily Holdings、株式会社デジタルアスリート、株式会社ストエネ、株式会社H-Powerホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
  - ・社外監査役伊藤玲男は伊藤玲男公認会計士事務所の代表であり、Reito コンサルティング合同会社の代表社員、監査法人奏令の代表社員、社会医療法人寿栄会の監事であります。  
なお、当社と伊藤玲男公認会計士事務所、Reito コンサルティング合同会社、監査法人奏令、社会医療法人寿栄会との間に重要な取引その他の関係はありません。
  - ・社外監査役前田英倫は弁護士法人前田総合法律事務所の代表社員弁護士であります。  
なお、当社と弁護士法人前田総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏 名     | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                 |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 川 畠 大 輔 | 当事業年度の取締役会には、23回中23回に出席し、議案審議につき必要な発言を行なっております。特に、他の上場会社の役員等の経験による幅広い見識に基づき、取締役会では、当社の議案審議等に必要な発言を行なう等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外監査役 | 伊 藤 玲 男 | 当事業年度の取締役会には、23回中23回、監査役会には13回中13回に出席し、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行なっております。                                                     |
| 社外監査役 | 前 田 英 倫 | 当事業年度の取締役会には、23回中23回、監査役会には13回中13回に出席し、弁護士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行なっております。                                                       |

(注) 当社では、取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる体制を整えております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目<br>(資 産 の 部) | 金 額       | 科 目<br>(負 債 の 部) | 金 額       |
|------------------|-----------|------------------|-----------|
| 流動資産             | 3,242,445 | 流動負債             | 2,150,180 |
| 現金及び預金           | 1,681,223 | 買短期借入金           | 33,976    |
| 売掛金              | 1,336,688 | 1年内償還予定の社債       | 300,000   |
| 有価証券             | 50,000    | 1年内返済予定の長期借入金    | 50,000    |
| 未収入金             | 59,186    | リース債務            | 446,334   |
| 関係会社短期貸付金        | 1,367     | 未払法人税等           | 10,556    |
| その他の             | 113,979   | 未賞与引当金           | 637,233   |
| 固定資産             | 1,814,363 | 株主優待引当金          | 132,268   |
| 有形固定資産           | 1,105,238 | 固定負債             | 239,608   |
| 建物及び構築物          | 887,753   | 社長期借入債           | 53,185    |
| 減価償却累計額          | △458,374  | 一括償入債            | 247,019   |
| 建物及び構築物(純額)      | 429,379   | 退職給付に係る負債        | 1,283,219 |
| 車両運搬具            | 21,002    | 資産除去年債           | 120,000   |
| 減価償却累計額          | △19,275   | その他の             | 899,587   |
| 車両運搬具(純額)        | 1,727     |                  | 124,039   |
| 工具、器具及び備品        | 69,590    |                  | 30,853    |
| 減価償却累計額          | △44,939   |                  | 59,069    |
| 工具、器具及び備品(純額)    | 24,651    |                  | 49,670    |
| 土地               | 514,883   |                  |           |
| リース資産            | 158,348   |                  |           |
| 減価償却累計額          | △23,752   |                  |           |
| リース資産(純額)        | 134,596   |                  |           |
| 無形固定資産           | 75,848    |                  |           |
| のれん              | 71,659    |                  |           |
| ソフトウェア           | 3,886     |                  |           |
| その他の             | 302       |                  |           |
| 投資その他の資産         | 633,276   |                  |           |
| 繰延税金資産           | 247,746   |                  |           |
| 繰延消費税額等          | 71,095    |                  |           |
| その他の             | 314,434   |                  |           |
| 資産合計             | 5,056,808 | 純資産合計            | 1,623,408 |
|                  |           | 負債純資産合計          | 5,056,808 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                           |  |  |  | 金       |  | 額          |
|-------------------------------|--|--|--|---------|--|------------|
| 売 売 上 原 高 価                   |  |  |  |         |  | 10,548,294 |
| 売 売 上 総 利 益                   |  |  |  |         |  | 8,810,469  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |  |  |  |         |  | 1,737,825  |
| 営 営 業 利 益                     |  |  |  |         |  | 1,127,180  |
| 営 営 業 外 収 益                   |  |  |  |         |  | 610,645    |
| 受 受 取 取 利 息                   |  |  |  | 2,284   |  |            |
| 受 受 补 助 金 当 収 金               |  |  |  | 0       |  |            |
| そ の う ち                       |  |  |  | 9,052   |  |            |
|                               |  |  |  | 11,119  |  |            |
|                               |  |  |  |         |  | 22,457     |
| 営 営 業 外 費 用                   |  |  |  |         |  |            |
| 支 支 払 手 数 息                   |  |  |  | 18,112  |  |            |
| 支 支 払 手 数 息                   |  |  |  | 1,765   |  |            |
| 開 園 前 費 用                     |  |  |  | 9,794   |  |            |
| そ の う ち                       |  |  |  | 8,856   |  |            |
|                               |  |  |  |         |  | 38,529     |
| 経 特 常 別 利 益                   |  |  |  |         |  | 594,573    |
| 特 整 備 別 利 益                   |  |  |  |         |  |            |
| 特 别 利 益                       |  |  |  | 55,780  |  |            |
|                               |  |  |  |         |  | 55,780     |
| 固 定 資 産 圧 縮 損                 |  |  |  | 55,780  |  |            |
| 固 定 資 産 除 却 損                 |  |  |  | 4       |  |            |
| 減 損                           |  |  |  | 46,854  |  |            |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |  |  |  |         |  | 102,638    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       |  |  |  |         |  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |  |  |  | 193,048 |  |            |
| 当 期 純 利 益                     |  |  |  | △17,559 |  |            |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |  |  |  |         |  | 175,488    |
|                               |  |  |  |         |  |            |
|                               |  |  |  |         |  | 372,226    |
|                               |  |  |  |         |  | 372,226    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産           | 1,261,349 | 流 動 負 債         | 567,228   |
| 現 金 及 び 預 金       | 267,527   | 短 期 借 入 金       | 300,000   |
| 有 働 証 券           | 50,000    | 1年内返済予定の長期借入金   | 139,968   |
| 前 払 費 用           | 659       | 未 払 金           | 24,852    |
| 関 係 会 社 未 収 入 金   | 80,183    | 未 払 法 人 税 等     | 26,805    |
| 関 係 会 社 未 収 収 益   | 2,978     | 未 払 消 費 税 等     | 12,647    |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 860,000   | 未 払 配 当 金       | 1         |
|                   |           | 預 金             | 5,232     |
|                   |           | 賞 与 引 当 金       | 4,535     |
|                   |           | 株 主 優 待 引 当 金   | 53,185    |
| 固 定 資 產           | 170,059   | 固 定 負 債         | 269,510   |
| 有 形 固 定 資 產       | 5,289     | 長 期 借 入 金       | 268,422   |
| 建 物 附 屬 設 備       | 7,006     | 退 職 紙 付 引 当 金   | 1,088     |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △2,307    |                 |           |
| 建物附属設備(純額)        | 4,698     | 負 債 合 計         | 836,738   |
| 工 具 器 具 及 び 備 品   | 1,745     | (純 資 産 の 部)     |           |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △1,154    | 株 主 資 本         | 594,671   |
| 工具器具及び備品(純額)      | 591       | 資 本 金           | 178,206   |
|                   |           | 資 本 剰 余 金       | 148,206   |
|                   |           | 資 本 準 備 金       | 148,206   |
|                   |           | 利 益 剰 余 金       | 268,257   |
|                   |           | 利 益 準 備 金       | 4,429     |
| 投 資 そ の 他 の 資 產   | 164,769   | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 263,828   |
| 関 係 会 社 株 式       | 154,344   | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 263,828   |
| 敷 金               | 3,181     |                 |           |
| 長 期 貸 付 金         | 3,439     | 純 資 産 合 計       | 594,671   |
| 繰 延 税 金 資 產       | 3,803     | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,431,409 |
| 資 產 合 計           | 1,431,409 |                 |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位 : 千円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 469,724 |
| 売 上 総 利 益               | 469,724 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 357,678 |
| 営 業 利 益                 | 112,045 |
| 営 業 外 収 益               |         |
| 受 取 利 息                 | 7,405   |
| そ の 他                   | 136     |
|                         | 7,541   |
| 営 業 外 費 用               |         |
| 支 払 利 息                 | 5,593   |
| 支 払 手 数 料               | 1,080   |
| 為 替 差 損                 | 134     |
|                         | 6,808   |
| 経 常 利 益                 | 112,779 |
| 特 別 利 益                 |         |
| 子 会 社 有 償 減 資 払 戻 差 益   | 59,842  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 172,621 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 47,370  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2,111   |
| 当 期 純 利 益               | 123,140 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社QLSホールディングス  
取締役会 御中

監査法人コスマス  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開智之  
業務執行社員 公認会計士 外山雄一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社QLSホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社QLSホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社QLSホールディングス  
取締役会 御中

監査法人コスマス  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開智之  
業務執行社員 公認会計士 外山雄一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社QLSホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 監査役会の監査報告

# 監查報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人コスマスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人コスマスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社Q L S ホールディングス　監査役会

常勤監査役 伊藤 栄治㊞

社外監査役 伊藤 玲男㊞

社外監査役 前田 英倫㊞

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第7期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は74,783,800円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社はコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。
- これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                         | 変更案                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第3条（条文省略）<br>(機関構成)                                                            | 第1章 総則<br>第1条～第3条（現行どおり）<br>(機関構成)                                                  |
| 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br><u>(3) 監査役会</u><br><u>(4) 会計監査人</u> | 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br><u>(3) 会計監査人</u> |
| 第5条（条文省略）                                                                                    | 第5条（現行どおり）                                                                          |
| 第2章 株式<br>第6条～第11条（条文省略）                                                                     | 第2章 株式<br>第6条～第11条（現行どおり）                                                           |
| 第3章 株主総会<br>第12条～第18条（条文省略）                                                                  | 第3章 株主総会<br>第12条～第18条（現行どおり）                                                        |
| 第4章 取締役及び取締役会                                                                                | 第4章 取締役及び取締役会                                                                       |

| 現行定款                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>3</u>名以上とする。<br/>(新設)</p>                                                                                                                                     | <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>5</u>名以上とする。</p> <p>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、<u>3</u>名以上とする。</p>                                                                                                                                                                               |
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>                                 | <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>                                                                                                              |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、退任した監査等委員でない取締役の任期の満了する時まで、増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、その選任時に在任する監査等委員でない取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                              | 4 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。                                                                                                          |
| (代表取締役及び役付取締役)<br>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br><br>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。                                         | (代表取締役及び役付取締役)<br>第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。<br>2 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。     |
| (新設)                                                                                                                                                              | (業務執行の決定の取締役への委任)<br>第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。                                     |
| 第23条（条文省略）<br><br>(取締役会の招集通知)<br>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 | 第24条（現行どおり）<br><br>(取締役会の招集通知)<br>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第25条 (条文省略)<br><br>(取締役会の議事録)<br>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役 <u>及び監査役</u> がこれに記名押印又は電子署名する。                                                                             | 第26条 (現行どおり)<br><br>(取締役会の議事録)<br>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 |
| 第27条 (条文省略)<br><br>(取締役の報酬等)<br>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                                        | 第28条 (現行どおり)<br><br>(取締役の報酬等)<br>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 定める。 |
| 第29条 (条文省略)<br><br><u>第5章 監査役及び監査役会</u><br><br><u>(監査役の員数)</u><br>第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。<br><br><u>(監査役の選任方法)</u><br>第31条 監査役は、株主総会において選任する。<br>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | 第30条 (現行どおり)<br><br>(削除)<br><br>(削除)<br><br>(削除)<br><br>(削除)                                                              |

| 現行定款                                                                                                                                | 変更案  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (監査役の任期)<br>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | (削除) |
| (常勤の監査役)<br>第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。                                                                                  | (削除) |
| (監査役会の招集通知)<br>第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。<br>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。  | (削除) |
| (監査役会の決議の方法)<br>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。                                                                       | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                   | 変更案  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (監査役会の議事録)<br><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</u>     | (削除) |
| (監査役会規程)<br><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                                   | (削除) |
| (監査役の報酬等)<br><u>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>                                        | (削除) |
| (監査役の責任免除)<br><u>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> | (削除) |
| 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。              | (削除) |

| 現行定款                         | 変更案                                                                                                                                                                 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                         | <u>第5章 監査等委員会</u>                                                                                                                                                   |
| (新設)                         | <u>(常勤の監査等委員)</u><br><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                                                                      |
| (新設)                         | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> |
| (新設)                         | <u>(監査等委員会の決議方法)</u><br><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>                                                                       |
| (新設)                         | <u>(監査等委員会規程)</u><br><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                                                                                 |
| 第6章 会計監査人<br>第40条～第41条（条文省略） | 第6章 会計監査人<br>第35条～第36条（現行どおり）                                                                                                                                       |

| 現行定款                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (会計監査人の報酬等)<br>第42条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。 | (会計監査人の報酬等)<br>第37条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。                                                                                                      |
| 第7章 計算<br>第43条～第46条（条文省略）<br><br>(新設)<br>(新設)                                        | 第7章 計算<br>第38条～第41条（現行どおり）<br><br><u>附則</u><br><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第7期定期株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

### **第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件**

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、本総会の決議事項第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）5名を選任いたしたく、その候補者は次のとおりです。取締役候補者5名のうち、川畠大輔氏は社外取締役候補者であり、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

なお、本議案の決議の効力は、本総会の決議事項第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとなります。

| 候補者番号 | 氏名    | 現役職名    |
|-------|-------|---------|
| 1     | 雨田 武史 | 代表取締役社長 |
| 2     | 光田 佳生 | 専務取締役   |
| 3     | 大畠 清香 | 取締役     |
| 4     | 豊田 尚孝 | 取締役     |
| 5     | 川畠 大輔 | 社外取締役   |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | あめだ たけし<br>雨田 武史<br>(1977年11月25日) | <p>2001年 4月 株式会社クリスタル入社<br/>     2004年10月 株式会社クリスタル介護センター代表取締役就任<br/>     2006年 2月 有限会社ワオリス（現 株式会社ワオリス）入社 執行役員就任<br/>     2007年 5月 有限会社ワオリス（現 株式会社ワオリス）代表取締役就任（現任）<br/>     2018年12月 株式会社ダワイン代表取締役就任<br/>     2019年 2月 当社代表取締役社長就任（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>     保育、介護福祉、人材派遣事業等における豊富な経験と実績を有するととともに、代表取締役社長を務めあげ、当社グループ経営のトップとして当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。</p>                                             | 4,983,180株     |
| 2     | みつだ よしお<br>光田 佳生<br>(1972年11月8日)  | <p>1995年 4月 北斗工業株式会社入社<br/>     2003年 5月 株式会社クリスタル 入社<br/>     2006年 2月 有限会社ワオリス（現 株式会社ワオリス）入社 統括部長就任<br/>     2013年 4月 株式会社ワオリス常務執行役員就任<br/>     2015年 6月 株式会社ダワイン取締役就任（現任）<br/>     2019年 2月 当社取締役就任<br/>     2021年 6月 当社常務取締役経営企画室長就任<br/>     2023年 7月 当社専務取締役経営企画室長就任（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>     保育、介護福祉、人材派遣事業等における豊富な経験と実績を有するととともに、常務取締役、専務取締役を務めあげ、当社グループ経営のトップとして当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。</p> | 51,000株        |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | おおはた<br>大畠 清香<br>(1982年12月8日) | <p>2004年 1月 株式会社エンファコミュニケーションズ入社</p> <p>2006年 1月 有限会社ワオリス（現 株式会社ワオリス）入社</p> <p>2019年 2月 当社取締役管理部長就任</p> <p>2021年 6月 当社取締役事業本部長就任（現任）</p> <p>2022年 3月 株式会社ワオリス取締役就任（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>保育、介護福祉、人材派遣事業等における豊富な経験と実績を有するとともに、取締役管理部長、取締役事業本部長を務めあげ、当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。</p> | 32,700株        |
| 4     | とよだ<br>豊田 尚孝<br>(1984年10月20日) | <p>2008年 4月 ゴウダ株式会社入社</p> <p>2015年 2月 有限責任監査法人トーマツ入所</p> <p>2018年 9月 公認会計士登録</p> <p>2020年 7月 当社入社 執行役員経理部長就任</p> <p>2021年 6月 当社取締役CFO管理本部長就任（現任）</p> <p>2024年12月 税理士登録</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>公認会計士及び税理士であり、財務・会計における豊富な経験と実績を有するとともに、取締役CFO管理本部長を務めあげ、当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。</p>  | 31,500株        |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | かわばた 川畑 大輔<br>(1973年5月24日) | <p>1994年 4月 株式会社フロンティアインターナショナル入社</p> <p>1998年 4月 株式会社グローバルウェーブ入社</p> <p>1999年 4月 レカム株式会社入社</p> <p>2009年 5月 株式会社アスモ代表取締役社長就任</p> <p>2009年12月 レカム株式会社取締役常務執行役員CFO就任</p> <p>2014年10月 レカムBPOソリューションズ株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2015年10月 レカム株式会社BPO事業本部長就任</p> <p>2018年10月 ミヤンマーレカム株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2019年10月 レカムビジネスソリューションズインディア株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2020年11月 株式会社Lily Holdings監査役就任（現任）</p> <p>2021年 1月 株式会社グランデータ（現 株式会社ストエヌ）取締役就任</p> <p>2021年 4月 株式会社リストティングプラス（現 株式会社デジタルアスリート）監査役就任（現任）</p> <p>2021年 6月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>2021年 8月 株式会社グランデータ（現 株式会社ストエヌ）専務取締役CFO就任</p> <p>2023年10月 株式会社リフカ代表取締役社長就任</p> <p>2024年 4月 株式会社ストエヌ取締役就任（現任）</p> <p>2024年 5月 株式会社H-Powerホールディングス取締役副社長就任（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】<br/>上場企業役員として培われた企業経営の経験を有しており、現在、当社の社外取締役として、当社経営の監督機能強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい能力と識見を有していると判断し、社外取締役候補者としております。</p> | -一株            |

- (注) 1. 雨田武史氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社G R I Tが所有する株式を含んでおります。
2. 雨田武史氏は、当社の支配株主であり、会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当するものであります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。本議案が承認され、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
4. 川畠大輔氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、川畠大輔氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合は同内容で契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としております。
6. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### **第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、本総会の決議事項第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名を選任いたしましたく、その候補者は次のとおりです。監査等委員である取締役候補者3名のうち、赤木啓輔氏、白崎識隆氏は社外取締役候補者であり、いずれの候補者も、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、本総会の決議事項第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとなります。

| 候補者番号 | 氏名    | 現役職名    |
|-------|-------|---------|
| 1     | 伊藤 栄治 | 監査役（常勤） |
| 2     | 赤木 啓輔 | —       |
| 3     | 白崎 識隆 | —       |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | いとう えいじ<br>(1968年10月30日) | <p>1987年 3月 株式会社イトウ電化センター入社<br/>     2002年 1月 株式会社ニューライフスタイル入社<br/>     2003年10月 株式会社トータス入社<br/>     2004年 3月 トラストオーツ株式会社入社<br/>     2006年 3月 同社取締役就任<br/>     2009年 8月 オーツ物流株式会社入社<br/>     2014年 2月 株式会社ダワイン入社<br/>     2015年 1月 同社営業部長就任<br/>     2020年 4月 当社常勤監査役就任（現任）<br/>     2021年 6月 株式会社クオリス監査役就任（現任）</p> <p><b>【監査等委員である取締役候補とした理由】</b><br/>     長年にわたる派遣営業社員としての経験、また、他業界についての豊富な知見を有しているとともに、当社での常勤監査役としての実績もあり、監査等委員である取締役（常勤）として現場実査に基づく的確な助言を行なうなど監査等委員全体としての監査の実効性向上が期待できるため、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p> | 16,500株        |
| 2     | あかぎ けいすけ<br>(1978年6月29日) | <p>2002年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査<br/>法人トーマツ）入所<br/>     2006年 6月 公認会計士登録<br/>     2021年 9月 税理士登録<br/>     2021年10月 赤木公認会計士税理士事務所 開設 代表就任（現任）<br/>     あかぎコンサルティング合同会社設立<br/>     代表社員就任（現任）<br/>     合同会社よあけパートナーズ社員就任（現任）</p> <p><b>【監査等委員である社外取締役候補とした理由】</b><br/>     公認会計士及び税理士であり、主に財務・会計に関し、公認会計士、税理士として専門的見地を有しております。これらのことから、客観的な立場で経営に対する監査・監督を行なう監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>                                                                                                                                  | －株             |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | しらさき<br>白崎<br>のりたか<br>識隆<br>(1975年4月22日) | <p>2000年 4月 最高裁判所司法研修所入所<br/>     2001年10月 弁護士登録<br/>     シリウス法律事務所入所<br/>     2010年 1月 シリウス法律事務所共同代表就任<br/>     2023年 2月 白崎識隆法律事務所 開設 代表就任<br/>     (現任)<br/>     社会保険労務士登録・白崎FHR経営労務事務所併設 代表就任 (現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】<br/>     弁護士であり、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地を有しております。これらのことから、客観的な立場で経営に対する監査・監督を行なう監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> | 一株             |

- (注) 1. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。本議案が承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
2. 赤木啓輔氏、白崎識隆氏の選任が承認された場合、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額となります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件**

当社の取締役の報酬額は、2021年6月29日開催の第3期定時株主総会におきまして、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）としてご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、本総会の決議事項第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額について、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案して、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であり、本総会の決議事項第2号議案及び3号議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、本総会の決議事項第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとなります。

## **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

当社は、本総会の決議事項第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに監査等委員である取締役の報酬額について定めることとし、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本総会の決議事項第2号議案及び第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

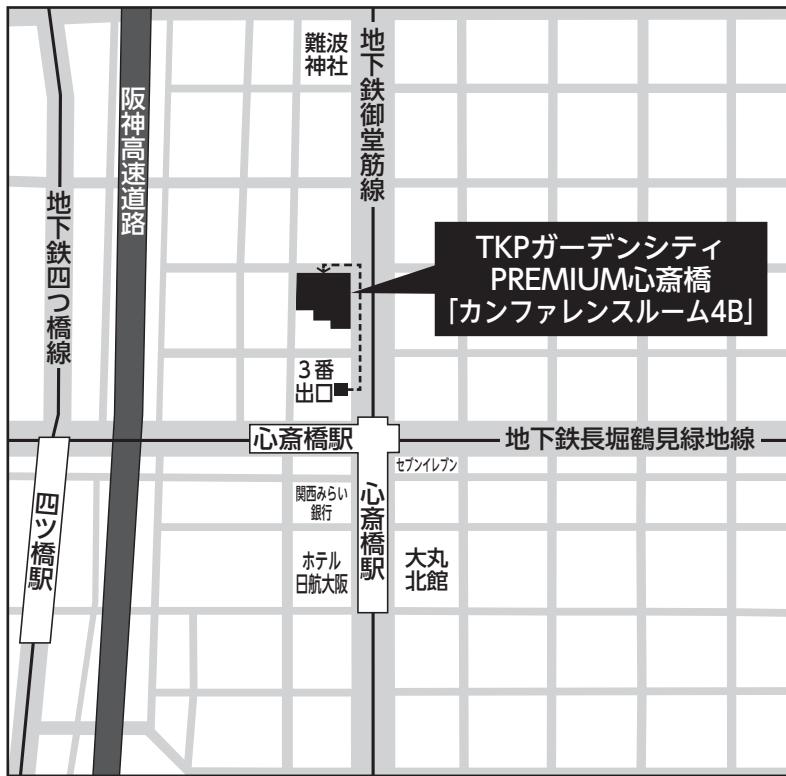
なお、本議案の決議の効力は、本総会の決議事項第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとなります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区南船場四丁目3番2号 ヒューリック心斎橋ビル4階

TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋 カンファレンスルーム4B



### アクセス方法

地下鉄御堂筋線、長堀鶴見緑地線「心斎橋駅」より徒歩2分

「心斎橋駅」3番出口を出て御堂筋沿いを北へ進み御堂筋3丁目の交差点を左にお進みください。